

## 生産緑地買取申出書(故障・死亡) 添付書類

番号	添付書類	部数	備 考
1	申出書	1	
2	生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明書	1	農業委員会に申請が必要 (毎月10日受付、月末に証明書発行)
3	土地登記事項証明書 (全部事項証明書)	1	
4	位置図(1/2,500)	1	届出地を赤で囲む等、図示してください
5	公図	1	届出地を赤で囲む等、図示してください 資産税課(本庁舎2階)で発行 区画整理地の場合は不要
<b>申出理由が「故障」の場合</b>			
6	医師の診断書	1	申出の理由が『故障』の場合に提出 農業従事不可能である旨が明記されていること
<b>申出理由が「死亡」で登記が完了していない場合</b>			
7	戸籍抄本	1	申出の理由が『相続』の場合に提出
8	相続人が確認できる書類 (遺産分割協議書など)	1	申出の理由が『相続』の場合に提出 相続人が決まっていない場合のみ必要、コピー可
<b>その他(必要に応じて提出する書類)</b>			
9	仮換地証明書	1	土地区画整理事業の仮換地の場合、コピー可 市施行の場合は区画整理課(東庁舎2階)で発行
10	仮換地図	1	土地区画整理事業の仮換地の場合、コピー可 市施行の場合は区画整理課(東庁舎2階)で発行
11	権利抹消承諾書	1	申出土地に抵当権等の権利(税務署を除く)がある場合に提出(任意様式)
12	委任状	1	申出書の訂正や受理書の受領を第三者が行うとき、または、申請者が第三者のとき

※ 11は、事前に抹消することが不可能である場合のみ添付してください。

※ 相続税等の納税猶予を受けている場合は、事前に小牧税務署にご相談してください。

※ 一団で生産緑地が設定されている場合は、周辺所有者も併せて解除されてしまう場合があります。

必ず確認を行ってから提出してください。一度提出したものは取下げできません。

※ 申出書の受付後、受理書を送付します(一週間程度)。

※ 申出の受付日から起算して3月以内に所有権の移転がなされなかったときは生産緑地は制限解除  
されます。後日、解除通知を送付します。